

幸手市立東中学校 いじめ防止基本方針

◆ いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、等が行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

◆ 幸手市立東中学校における「いじめ」のとらえ方

- ① いじめはどの子どもにも、どの学級や集団（部活動等）にも起こり得ることがある。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人（教師・保護者）には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられている側」にも問題があるという見方はしない。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きく関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

幸手市立東中学校いじめ防止対策基本方針

いじめはどの子どもにも、どの学級や集団（部活動）にも起こり得ることがある」ということ。「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、「いじめの未然防止」、「早期発見、早期対応、早期解決」、「望ましい人間関係」のため、東中学校職員、保護者、及び地域関係機関の力を結集して取り組み、安全で安心な学校づくりを推進する。

そのために

Ⅰ いじめを許さない学校づくり

- (1) 東中学校では、望ましい人間関係を育成するため、共に生きているという原点に立ち帰り、友だちへの思いやり、人格を尊重しながら、成長すること、いじめや暴力で問題を解決する手段は間違っていることを認識させる。
道徳授業を中心に教育活動全体で取り組むことを教職員は認識し、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校をあげて推進する。また、地域や家庭においても大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。
- (2) 東中学校では、「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、子ども・大人等、誰もがいじめを抑制する仲裁者となる風土を築く。
- (3) インターネットや携帯電話を利用した誹謗・中傷するいじめが発生することも留意し、情報モラルを身につける指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

2 いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために

- (1) 日常生活から子どもの生活実態について、本校独自のいじめ防止アンケートを年2回、または臨時的にアンケートを実施し、個別面談を行い、生活学習ノートの活用等を工夫したきめ細かな子どもの把握に努め、子どもの危険信号を見逃さない。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないよう、複数の教職員で確認し、情報の共有を図る。
- (2) 教職員がいじめを見抜く「目」や「立ち向かう」姿勢などが弱くなっていないかなど、教職員の在り方を今一度見直すとともに、子どもの変化を敏感に察知するなどの認知・能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった態勢づくりに努める。

3 いじめを認知した場合の適切な対応

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる子どもの「いさかい」等として見逃すことなく、「いじめの兆候」を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等から情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導を行う。また、当該いじめ事案の被害生徒に対する指導は的確かつ迅速に行う事はもちろん、保護者に対しても必要な助言を与え、学校が行った指導が十分浸透するように努める。加えて、再発の防止のため学校と保護者との連携を確認し合う。当該いじめ事案の被害生徒には、学校が安心して生活できるよう被害生徒本人並びに保護者に対して継続した支援を行う。
- (2) 重大な事案については、「いじめ防止対策連絡会(事案対応チーム)」(校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、該当生徒担任、さわやか相談室、ふれあい相談員を基本とし、必要に応じて、幸手警察署、いじめ・非行防止支援員、主任児童委員、保護司、教育委員会、SC等)を行い、事案の対策に当たり、その解消のために、全校をあげて取り組む。
また、その取組の中で得た必要な事実関係等必要な情報については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会への報告は速やかに行う。
また、当該いじめ事案の解消については、校長のリーダーシップのもと、当該生徒の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学校組織をあげて「いじめ」の解消に向けた的確で誠実な対応を行う。
- (3) いじめを行った子ども及びその保護者に対して、いじめの解消のための指導に加え必要に応じ、他の子どもの「教育を受ける権利」を保障する観点からの出席停止(学校教育法第35条)や、犯罪行為にあたり、子どもの安全確保が必要な場合は毅然とした態度で対応し、躊躇することなく警察への通報と連携を行う。
- (4) いじめの周辺にいる子どもや教職員の心の経あいには十分配慮する。その際、県教育相談窓口や配置相談員SC等を積極的に活用する。

参考:第183回国会(常会)において成立

いじめ防止対策基本法 平成25年6月28日公布 9月28日施行